

ヘブル人への書

第一章

一 神むかしは預言者等により、多くに分ち、多くの方法をもて先祖たちに語り給ひしが、二 この末の世には御子によりて、我らに語り給へり。神は曾て御子を立てて萬の物の世嗣となし、また御子によりて諸般の世界を造り給へり。三 御子は神の榮光のかがやき、神の本質の像にして、己が權能の言をもて萬の物を保ちたまふ。また罪の潔をなして、高き處にある稜威の右に坐し給へり。四 その受け給ひし名の御使の名に勝れるごとく、御使よりは更に勝る者となり給へり。五 神は孰の御使に曾て斯くは言ひ給ひしぞ「なんぢは我が子なり、われ今日なんぢを生めり」と。また「われ彼の父となり、彼わが子とならん」と。六 また初子を再び世に入れ給ふとき「神の凡ての使は之を拜すべし」と言ひ給ふ。七 また御使たちに就ては「神は、その使たちを風となし、その事ふる者を焰となす」と言ひ給ふ。八 されど御子に就ては「神よ、なんぢの御座は世々限りなく、汝の國の杖は正しき杖なり。九 なんぢは義を愛し、不法をにくむ。この故に神なんぢの神は、歡喜の油を汝の友に勝りて汝にそそぎ給へり」と。一〇 また「主よ、なんぢ太初に地の基を置きたまへり、天も御手の業なり。二 これらは滅びん、然れど汝は常に存へたまはん。此等はみな衣のごとく舊びん。三 而して汝これらを袍のごとく疊み給はん、此等は衣のごとく變らん。然れど汝は變り給ふことなく、汝の齡は終らざるなり」と言ひた

イ 徒二・三〇を見よ
 徒三・二一、二四
 (來一・二二)
 ロ 民二二・六、八 耳
 二・二八
 ハ 來二・二、三、三、
 五、四、八、五、五、
 一一・二八、一二、
 二五、約九・二九
 (約一六・二三)
 ニ 來九・二六 後前一
 ト 約一・三四一・一六
 六・二九を見よ
 ヲ 來一・二二を見よ
 二 來九・二六 後前一
 ヨ 弗一・二二を見よ
 九一・二、九
 二〇 彼後三・三
 太一三・三九を見よ
 ホ 來三・六、五、八、
 七・二八 (約五・二
 六、二七)
 ヘ (詩二・八 太二八・
 一八 可一・二七
 羅八・二七 來二・
 一八)
 ト 約一・三四一・一六
 六・二九を見よ
 ヲ 來一・二二を見よ
 ヨ 弗一・二二を見よ
 九一・二、九
 夕 詩二・七 徒一三・
 三三 來五・五
 一七 來二・九
 レ 後七・一四
 ノ 太二四・一四を見よ
 ツ 來一〇・五
 ネ (詩九七・七)
 ナ 詩一〇四・四
 ラ 詩四五・六、七
 ム (申三三・二七 詩
 七一・三、九〇・一、
 九一・二、九)
 ウ 聯二・九 (約一〇・
 一七 來二・九)
 井 來六一・一、三
 ノ 詩一〇二・二五、二
 七
 オ 來五一・六 (來八・
 一三)
 ク 來一三・八

三 まふ。三 又いづれの御使に曾て斯くは言ひ給ひしぞ「われ汝の仇を汝の足臺となすまでは、我が右に坐せよ」
四 と。四 御使はみな事へまつる靈にして、救を嗣がんとする者のために職を執るべく遣されたる者にあらずや。

第二章

一 この故に我ら聞きし所をいよいよ篤く慎むべし、恐らくは流れ過ぐる事あらん。二 若し御使によりて語り給ひし言すら堅くせられて、咎と不従順とみな正しき報を受けたらんには、三 我ら斯のごとき大なる救を等閑にして争でか遁るることを得ん。この救は初め主によりて語り給ひしものにして、聞きし者ども之を我らに確うし、四 神また徴と不思議と、さまざまの能力ある業と、御旨のままに分ち與ふる聖靈とをもて證を加へたまへり。

五 それ神は我らの語るところの來らんとする世界を御使たちには服はせ給はざりき。六 或篇に人、證して言ふ「人は如何なる者なれば、之を御心にとめ給ふか。人の子は如何なる者なれば、之を顧み給ふか。七 汝これを御使よりも少しく卑うし、光榮と尊貴とを冠らせ、八 萬の物をその足の下に服はせ給へり」と。既に萬の物を之に服はせ給ひたれば、服はぬものは一つだに殘さるる事なし。されど今もなほ我らは萬の物の之に服ひたるを見ず。九 ただ御使よりも少しく卑くせられしイエスの、死の苦難を受くるによりて榮光と尊貴とを冠らせられ給へるを見る。これ神の恩恵によりて萬民のために死を味ひ給はんとてなり。一〇 それ多くの子を光榮に導くに、その救の君を苦難によりて全うし給ふは、萬の物の歸するところ、萬の物を造りたまふ所の者に相應しき事なり。

イ詩一〇一・一 來一 二來二・三、五・九、
九・二八 羅一・一 一四を見よ
口太二三・四四を見よ ホ太二五・三四 可一
ハ詩一〇三・二〇 但 來六・一二 多三・七
七・一〇 徒七・五三を見よ
ト來一・一を見よ
チ彼後二・一九
リ(來一〇・二八)
又來一〇・三五、一一
二・二六
ル來一・一四を見よ
ヲ來一〇・二九、一二
レ野前二・四、一一
二・二五
ワ可一六・二〇を見よ
ソ來六・五(太二四)
一四 來一・六、一
三・二四
ツ來四・四
ネ撒前四・六を見よ
ナ詩八・四一六
弗四・七 來六・四
ラ野前一五・二七を見
オ約三・一六
ク(來六・二〇、七・二
五)
ヤ(太一六・二八約八
五二 來一・二二)
エ路二四・二六
フ來五・九、七二八
コ羅一一・三六を見よ
マ(來一・二二)
ケ(徒三・一五、五・三

一五、五、五、一〇、ホ来四・二五
 六、二〇、七、二六、へ来三・一四を見よ
 二八、八、一、三、九、ト(来二・二一、三、一
 二、一〇、一九、一、田四〇・一六)
 三、二二、徒一・一、ル(野後三・七一、二)
 五を見よ、ヲ来三・二を見よ
 二(来二・一四、群二、チ来四・二四、一〇、
 二三、野後九・一三、カ(申一八・一八、一
 九)出二四・三一、民一
 二、七、默一五・三、等
 三(来二・一、一)
 彼前一・三を見よ
 来三・一四
 ナ提前三・一五を見よ
 (野前三・二六)
 来九・八、一〇、一
 五、徒二八・二五
 来九・五、七、一、一
 来三・一五、四、七

二 潔めたまふ者も、潔めらるる者も、皆ただ一つより出づ。この故に彼らを兄弟と稱ふるを恥とせずして言ひ給

三 ふ、「われ御名を我が兄弟たちに告げ、集會の中にて汝を讚め歌はん」また「われ彼に依り頼まん」又「視よ、

四 我と神の我に賜ひし子等とは……」と。一四 子等はともに血肉を具ふれば、主もまた同じく之を具へ給ひしなり。

五 これは死の權力を有つもの、即ち悪魔を死によりて亡し、一五 かつ死の懼によりて生涯奴隷となりし者どもを解放

一七六 ち給はんためなり。一六 實に主は御使を扶けずしてアブラハムの裔を扶けたまふ。一七 この故に、神の事につきて

憐憫ある忠實なる大祭司となりて、民の罪を贖はんために、凡ての事において兄弟の如くなり給ひしは宜なり。

一八 主は自ら試みられて苦しみ給ひたれば、試みらるる者を助け得るなり。

一 一 されば共に天の召を蒙れる聖なる兄弟よ、我らが言ひあらはす信仰の使徒たり大祭司たるイエス

三二 第三章 を思ひ見よ。二 彼の己を立て給ひし者に忠實なるは、モーセが神の全家に忠實なりしが如し。三 家

を造る者の家より勝りて尊ばるる如く、彼もモーセに勝りて大なる榮光を受くるに相應しき者とせられ給へり。

四 家は凡て之を造る者あり、萬の物を造り給ひし者は神なり。五 モーセは後に語り傳へられんと爲ることの證を

六 せんために、僕として神の全家に忠實なりしが、六 キリストは子として神の家を忠實に掌どり給へり。我等もし

七 確信と希望の誇とを最後まで堅く保たば、神の家なり。七 この故に聖靈の言ひ給ふごとく「今日なんぢら神の聲を

九八 聞かば、ハその怒を惹きし時のごとく、荒野の嘗試の日のごとく、心を頑固にする勿れ。九 彼處にて汝らの先祖

一 たちは我を試みて験し、かつ四十年の間、わが業を見たり。この故に我この代の人を憤りて云へり「彼らは常に心迷ひ、わが途を知らざりき」と。二 われ怒をもて「彼らは我が休に入るべからず」と誓へり」三 兄弟よ、心せよ、恐らくは汝等のうち活ける神を離れんとする不信仰の悪しき心を懐く者あらん。四 汝等のうち誰も罪の誘惑によりて頑固にならぬやう、今日と稱ふる間に日々互に相勧めよ。五 もし始の確信を最後まで堅く保たば、我らはキリストに與かる者となるなり。六 それ「今日なんぢら神の聲を聞かば、その怒を惹きし時のごとく、心を頑固にする勿れ」と云へり。七 然れば聞きてなほ怒を惹きし者は誰なるか、モーセによりてエジプトを出でし凡ての人にあらずや。八 また四十年のあひだ、神は誰に對して憤り給ひしか、罪を犯してその死屍を荒野に横たへし人々にあらずや。九 又かれらは我が安息に入るべからずとは、誰に對して誓ひ給ひしか、不従順なる者にあらずや。一〇 之によりて見れば、彼らの入ること能はざりしは、不信仰によりてなり。

第四章

一 然れば我ら懼るべし、その安息に入るべき約束はなほ遺れども、恐らくは汝らの中これに達せざる者あらん。二 そは彼等のごとく我らも善き音信を傳へられたり、然れど彼らには聞きし所の言益なかりき。聞くもの之に信仰をまじへざりしに因る。三 われら信じたる者は、かの休に入ることを得るなり。四 「われ怒をもて「彼らは、わが休に入るべからず」と誓へり」と云ひ給ひしが如し。されど世の創より御業は既に成れるなり。五 或篇に七日めに就きて斯く云へり「七日めに神その凡ての業を休みたまへり」と。六 また茲に「かれらは、我が休に入るべからず」と云へり。七 然れば之に入るべき者なほ在り、曩に善き音信を傳へられし

イ 徒七・三六を見よ
 口 來四・三、五
 八 西二・八 (來二二、ホ 弗四・二二を見よ)
 二 五 (二五)
 三 來九・二四 一〇、ト 來二二・一
 三 一、二二、二二
 太一六・一六を見よ
 ホ 弗四・二二を見よ
 へ 來一〇・二四、二五
 一〇、ト 來二二・一
 三 來三・六
 リ 來三・八を見よ
 又 (耶三三・二九、四、三八)
 申一・三五 (民一四、ワ 民一四・二三 申一、ヨ (約三・三六)
 三三〇 申一・三六、三四、三五 (來四、タ 來二二・一五
 二) 撒前二・二三
 レ 撒前二・二三
 ン 詩九五・一一 來三、ナ 創二・二、出二〇、
 一〇・五を見よ 一・三〇—三二) 一、二、一、三、一、二七
 申一・三五 (民一四、ワ 民一四・二三 申一、ヨ (約三・三六)
 三三〇 申一・三六、三四、三五 (來四、タ 來二二・一五
 二) 撒前二・二三
 レ 撒前二・二三
 ン 詩九五・一一 來三、ナ 創二・二、出二〇、
 一〇・五を見よ 一・三〇—三二) 一、二、一、三、一、二七
 ツ 太二五・三四を見よ
 來九・二六
 ホ 來二・六
 ナ 創二・二、出二〇、
 一、二、一、三、一、二七
 來四・二〇等
 ラ 詩九五・一一 來三、
 一、二、一、三、一、二七

ム来三・一八を見よ 五) 弗五・二六) ム代下一六・九 詩三 七) 来六・六、七・三、 口来三・六を見よ 二七、一〇・二二) 来四・一 来一・一を見よ 三・三三—一五 一〇・二九 太四・三 八来七・一九を見よ ト来二・一七を見よ ヲ(来三・一八、四・一) 井来三・七、八 来四・四を見よ ア(撒前二・二三) ミ(伯二六・六) を見よ(来一・二二) 二(出二八・二) チ(来二・一八、四・一) ノ(詩九五・七、八) ケ(歌一四・二三) サ(弗六・一七) 默一・ 一六を見よ 弗四・ 一〇を見よ(来六・ 七来四・二四) 一(来七・二七、一〇・ 五) オ(番二二・四) フ(来四・六を見よ) 一六を見よ 二〇、八・一、九、 ス(哥後五・二二を見よ) 一(来七・二八) リ(来七・二八) ク(来六・五) 彼前一、 ユ(約一・二、四、八、哥前 二四 彼前三・二二) 来七・二六、九・二八 へ(来五・三、八、三、四、 八を見よ) ヌ(来九・七) 弗四・一 エスの意(徒七・四) 二三(耶二三・二九) 一四・二四、二五) 又(来二・一七を見よ) イ(来二・二八) 九・九、一一、四(七) ル(雅五・一九(彼前二

七 者らは、不従順によりて入ることを得ざりしなれば、七 久しきを経てのち復、日を定めダビデによりて『今日』

八 と言ひ給ふ。曩に記したるが如し。曰く『今日なんぢら神の撃を聞かば、心を頑固にする勿れ』ハ若しヨシュア既

九 に休を彼らに得しめしならば、神はその後、ほかの日につきて語り給はざりしならん。九 然れば神の民の爲にな

一〇 ば安息は遺れり。一〇 既に神の休に入りたる者は、神のその業を休み給ひしごとく、己が業を休めり。二 されば我

三 等はこの休に入らんことを努むべし、是かの不従順の例にならひて誰も墮つることなからん爲なり。三 神の言は

生命あり、能力あり、兩刃の劍よりも利くして、精神と靈魂、關節と骨髓を透して之を割ち、心の念と志望とを

三 験すなり。三 また造られたる物に一つとして神の前に顯れぬはなし、萬の物は我らが係れる神の目のまへに裸に

て露るるなり。

一四 我等には、もろもろの天を通り給ひし偉なる大祭司、神の子イエスあり。然れば我らが言ひあらはす信仰

一五 を堅く保つべし。一五 我らの大祭司は我らの弱を思ひ遣ること能はぬ者にあらず、罪を外にして凡ての事、われら

一六 と等しく試みられ給へり。一六 この故に我らは憐憫を受けんが爲、また機に合ふ助となる恵を得んがために、憚ら

ずして恵の御座に来るべし。

第五章

一 凡そ大祭司は人の中より選ばれ、罪のために供物と犠牲とを獻げんとて、人にかはりて神に事ぶ

二 することを任せらる。二 彼は自らも弱に纏はるるが故に、無知なるもの迷へる者を思ひ遣ることを得

るなり。三之によりて民のために爲すごとく、また己のためにも罪に就きて獻物をなさざるべからず。四又この

貴き位はアロンのごとく神に召さるるにあらずば、誰も自ら之を取る者なし。五斯の如くキリストも己を崇めて

自ら大祭司となり給はず。之に向ひて『なんぢは我が子なり、われ今日なんぢを生めり』と語り給ひし者、これ

を立てたり。六また他の篇に『なんぢは永遠にメルキゼデクの位に等しき祭司たり』と言ひ給へるが如し。七キ

リストは肉體にて在ししとき、大なる叫と涙をもて、己を死より救ひ得る者に祈と願とを獻げ、その恭敬に

よりて聽かれ給へり。八彼は御子なれど、受けし所の苦難によりて従順を學び、九かつ全うせられたれば、凡

て己に順ふ者のために永遠の救の原となりて、一〇神よりメルキゼデクの位に等しき大祭司と稱へられ給へり。

二之に就きて我ら多くの言ふべき事あれど、汝ら聞くに鈍くなりたれば釋き難し。三なんぢら時を経ること

久しければ、教師となるべき者なるに、今また神の言の初歩を人より教へられざるを得ず、汝らは堅き食物なら

で乳を要する者となれり。二三おほよそ乳を用ふる者は幼児なれば、未だ義の言に熟せず、二四堅き食物は智力を

練習して善惡を辨ふる成人の用ふるものなり。一この故に我らはキリストの教の初歩に止まることなく、再び死にたる行爲の悔改と神に對する

第六章

信仰との基、ニまた各様のバプテスマと按手と、死人の復活と永遠の審判との教の基を置かずして、

完全に進むべし。三神もし許し給はば、我ら之をなさん。四一たび照されて天よりの賜物を味ひ、聖靈に與る者

- イ 來七・二七、九・七
- 利 九・七、一六・六
- ト 詩二・七
- ハ 出二八・一 代上三
- ミ 民二六・四〇、一八
- 七 代下二六・一八
- ル 太二七・四六、五〇
- カ 來二二・二八
- ツ 來五・六を見よ
- ナ (彼後三・二六)
- ウ 來六・一 (加四・三)
- マ (腓三・一三、一四)
- テ 來五・一四を見よ
- リ 詩一〇・四 來七
- チ 來一・一、五を見よ
- ヲ 太二六・三九、四二、
- タ 腓三・八を見よ
- ク 哥前二・六を見よ
- コ 徒六・六を見よ
- カ 來二・四 (加三・二)
- シ 來一・二七
- タ 可一四・三六
- タ 腓三・一〇を見よ
- ウ 哥前三・二 (彼前二)
- ク 弗四・一三 (來六・
- コ 徒一七・三二、三三
- ル 太二七・四六、五〇
- カ 來二二・二八
- ツ 來五・五を見よ
- ナ (彼後三・二六)
- ウ 來六・一 (加四・三)
- マ (腓三・一三、一四)
- テ 來五・一八、二一を見よ
- リ 詩一〇・四 來七
- チ 來一・一、五を見よ
- ヲ 太二六・三九、四二、
- タ 腓三・八を見よ
- ク 哥前二・六を見よ
- コ 徒六・六を見よ
- カ 來二・四 (加三・二)
- シ 來一・二七
- タ 可一四・三六
- タ 腓三・一〇を見よ
- ウ 哥前三・二 (彼前二)
- ク 弗四・一三 (來六・
- コ 徒一七・三二、三三
- ル 太二七・四六、五〇
- カ 來二二・二八
- ツ 來五・五を見よ
- ナ (彼後三・二六)
- ウ 來六・一 (加四・三)
- マ (腓三・一三、一四)
- テ 來五・一八、二一を見よ
- リ 詩一〇・四 來七
- チ 來一・一、五を見よ
- ヲ 太二六・三九、四二、
- タ 腓三・八を見よ
- ク 哥前二・六を見よ
- コ 徒六・六を見よ
- カ 來二・四 (加三・二)
- シ 來一・二七
- タ 可一四・三六
- タ 腓三・一〇を見よ
- ウ 哥前三・二 (彼前二)
- ク 弗四・一三 (來六・
- コ 徒一七・三二、三三
- ル 太二七・四六、五〇
- カ 來二二・二八
- ツ 來五・五を見よ
- ナ (彼後三・二六)
- ウ 來六・一 (加四・三)
- マ (腓三・一三、一四)
- テ 來五・一八、二一を見よ

イ 來七・二七、九・七... 利 九・七、一六・六... ト 詩二・七... ハ 出二八・一 代上三... ミ 民二六・四〇、一八... 七 代下二六・一八... ル 太二七・四六、五〇... カ 來二二・二八... ツ 來五・六を見よ... ナ (彼後三・二六)... ウ 來六・一 (加四・三)... マ (腓三・一三、一四)... テ 來五・一四を見よ... リ 詩一〇・四 來七... チ 來一・一、五を見よ... ヲ 太二六・三九、四二、... タ 腓三・八を見よ... ク 哥前二・六を見よ... コ 徒六・六を見よ... カ 來二・四 (加三・二)... シ 來一・二七... タ 可一四・三六... タ 腓三・一〇を見よ... ウ 哥前三・二 (彼前二)... ク 弗四・一三 (來六・... コ 徒一七・三二、三三... ヲ 徒一七・三二、三三... ユ 來二・四 (加三・二)

六六・一七を見よ
 三・一 約壹二・七を
 二來一〇・二二
 又創三二・一六 路一
 ヨ詩一一〇・四 傳一
 九・二一 來六・一八
 (來一〇・二〇)
 二・二一 太一九
 彼前二・二一 彼後
 (羅一五・二五)
 リ(加三・一八)
 カ來一一・九
 ソ利一六・二 來九
 三・一 約壹二・七を
 二來一〇・二二
 又創三二・一六 路一
 ヨ詩一一〇・四 傳一
 九・二一 來六・一八
 (來一〇・二〇)
 二・二一 太一九
 彼前二・二一 彼後
 (羅一五・二五)
 リ(加三・一八)
 カ來一一・九
 ソ利一六・二 來九

六五 となり、五神の善き言と來世の能力とを味ひて後、墮落する者は、更にまた自ら神の子を十字架に釘けて肆し者とする故に、再びこれを悔改に立返らすること能はざるなり。七 それ地しばしば其の上に降る雨を吸入れて、耕す者の益となるべき作物を生ぜば、神より祝福を受く。ハされど茨と薊とを生ぜば、棄てられ、かつ詛に近く、その果は焚かるるなり。

九 愛する者よ、われら斯くは語れど、汝らには更に善きこと、即ち救にかかはる事あるを深く信ず。一〇 神は不義に在さねば、汝らの勤勞と、前に聖徒につかへ、今もなほ之に事へて御名のために顯したる愛とを忘れ給ふことなし。二 我らは汝等がおのおの終まで前と同じ勵をあらはして全き望を保ち、三 怠ることなく、信仰と耐忍とをもて約束を嗣ぐ人々に效はんことを求む。

三 三 それ神はアブラハムに約し給ふとき、指して誓ふべき己より大なる者なき故に、己を指して誓ひて言ひ給へり、
 四「われ必ず、なんぢを恵み恵まん、なんぢを殖し殖さん」と、
 五 斯の如くアブラハムは耐忍びて約束のものを得たり。
 六 おほよそ人は己より大なる者を指して誓ふ、その誓はずべての爭論を罷むる保證たり。
 七 この故に神は約束を嗣ぐ者に御旨の變らぬことを充分に示さんと欲して誓を加へ給へり。
 八 これ神の講ること能はぬ二つの變らぬものによりて、己の前に置かれたる希望を捉へんとて遁れたる我らに強き獎勵を與へん爲なり。
 九 この希望は我らの靈魂の錨のごとく安全にして動かさず、かつ幔の内に入る。一〇 イエス我等のために前驅し、永遠に

メルキゼデクの位に等しき大祭司となりて、その處に入り給へり。

第七章

一 此のメルキゼデクはサレムの王にて至高き神の祭司たりしが、王たちを破りて還るアブラハムを迎へて祝福せり。ニ アブラハムは彼に凡ての物の十分の一を分與へたり。その名を釋けば第一に義の王、次にサレムの王、すなはち平和の王なり。三 父なく、母なく、系圖なく、齡の始なく、生命の終なく、神の子の如くにして限りなく祭司たり。

四 先祖アブラハム分捕物のうち十分の一、最も善き物を之に與へたれば、その人の如何に尊きかを思ふべし。

五 レビの子等のうち祭司の職を受くる者は、律法によりて民、即ちアブラハムの腰より出でたる己が兄弟より、十分の一を取ること命ぜらる。六 されど此の血派にあらぬ彼は、アブラハムより十分の一を取りて約束を受けし者を祝福せり。七 それ小なる者の大なる者に祝福せらるるは論なき事なり。八 かつ此所にては死ぬべき者

十分の一を受くれども、彼處にては『活くるなり』と證せられたる者、これを受く。九 また十分の一を受くるレビ

すら、アブラハムに由りて十分の一を納めたりと云ふも可なり。一〇 そはメルキゼデクのアブラハムを迎へし時に、レビはなほ父の腰に在りたればなり。

二 もしレビの系なる祭司によりて全うせらるる事ありしならば（民は之によりて律法を受けたり）何ぞなほ他にアロンの位に等しからぬメルキゼデクの位に等しき祭司の起る必要あらんや。三 祭司の易る時には律法も亦

必ず易るべきなり。四 此等のことは曾て祭壇に事へたることなき他の族に屬する者をさして云へるなり。一四 それ

イ 來五・六を見よ
（來二・一七）
ニ 可五・七を見よ
ホ 來七・六
ハ 創一四・一八—二〇
ト 民一八・二一、二六
ル 來五・六、六・二〇
ヨ 來九・一〇
口 來四・一四を見よ
ホ 來七・六
ヘ 來七・二八、太四・
リ 來七・二二
又 羅四・二三
カ 來七・一七、五・六
タ 來七・一一
レ 來七・一四

ソ歌五・五 太二・六
 米五・二(一) 一
 民二四・一七
 ツ来七・一三
 ホ(来九・一〇)
 ナ(来九・一四)
 ラ(来九・一四) 来七
 一 来五・六を
 加二・一六、三・二
 才詩一〇・四 来七
 一七、五・六を見よ
 一五・二九(羅一
 二九)
 ヤ来七・二四、二八
 来八・六を見よ
 才詩一〇・四 来七
 一七、五・六を見よ
 賽三・八・二四
 フ来七・二二、二八
 コ来七・一九を見よ
 エ羅八・三四を見よ
 (来九・二四)
 テ哥前一・二一を見よ
 ア来二・二七を見よ
 サ哥後五・二一を見よ
 来四・一五
 キ彼前三・二二
 ユ来四・一四を見よ
 メ来五・三を見よ
 ミ来五・三を見よ
 シ来五・一を見よ
 エ来九・二二、二七、二
 八、一〇・一〇
 ヒ来五・二 来九・一
 四、二八、一〇・二〇
 一・二
 モ(来五・二)
 セ来二・一〇を見よ
 (来七・二二)
 ス来一・二を見よ

我らの主のユダより出で給へるは明かにして、此の族につき、モーセは聊かも祭司に係ることを云はざりき。

二五又メルキゼデクのごとき他の祭司おこり、肉の誠命の法に由らず、朽ちざる生命の能力によりて立てられたれ

一七、我が言ふ所いよいよ明かなり。一七、そは「なんぢは永遠にメルキゼデクの位に等しき祭司たり」と證せられ給

一八へばなり。一八、前の誠命は弱く、かつ益なき故に廢せられ、一九(律法は何をも全うせざりしなり)更に優れたる希望

二〇を置かれたり、この希望によりて我らは神に近づくなり。二〇かの人々は誓なくして祭司とせられたれども、二一彼

は誓なくしては爲られず、誓をもて祭司とせられ給へり。即ち彼に就きて「主ちかひて悔い給はず「なんぢは

二三永遠に祭司たり」と言ひ給ひしが如し。三一イエスは斯くも優れたる契約の保證となり給へり。三三かの人々は死に

二四よりて永くその職に留ることを得ざる故に、祭司となりし者の數多かりき。二四されど彼は永遠に在せば、易るこ

二五となき祭司の職を保ちたまふ。二五この故に彼は己に頼りて神にきたる者のために執成をなさんとて常に生くれ

ば、之を全く救ふことを得給ふなり。

二六斯のごとき大祭司こそ我らに相應しき者なれ、即ち聖にして悪なく、穢なく、罪人より遠ざかり、諸般の

二七天よりも高くせられ給へり。二七他の大祭司のごとく先づ己の罪のため、次に民の罪のために日々犠牲を獻ぐるを

二八要し給はず、そは「たび己を獻げて之を成し給ひたればなり。二八律法は弱みある人々を立てて大祭司とすれど

も、律法の後なる誓の御言は、永遠に全うせられ給へる御子を大祭司となせり。

第八章

一 今いふ所の要點は斯のごとき大祭司の我らにある事なり。彼は天にて稜威の御座の右に坐し、
 二 聖所および眞の幕屋に事へたまふ。この幕屋は人の設くるものにあらず、主の設けたまふ所な
 三 り。三 おほよそ大祭司の立てらるるは供物と犠牲とを獻げん爲なり、この故に彼もまた獻ぐべき物あるべきな
 四 り。四 然るに若し地に在さば既に律法に循ひて供物を獻ぐる祭司等あるによりて祭司とはなり給はざるべし。
 五 彼らの事ふるは、天にある物の型と影となり。モーセが幕屋を建てんとする時に「愼め、山にて汝が示された
 六 る式に效ひて凡ての物を造れ」との御告を受けしが如し。六 されどキリストは更に勝れる約束に基きて立てられ
 七 し勝れる契約の中保となりたれば、更に勝る職を受け給へり。七 かつ初の契約もし虧くる所なくば、第二の契約
 八 を求むる事なかりしならん。八 然るに彼らを咎めて言ひ給ふ「主いひ給ふ「視よ、我イスラエルの家とユダの家
 九 とに、新しき契約を設くる日來らん。九 この契約は我かれらの先祖の手を執りて、エジプトの地より導き出しし
 一〇 時に立てし所の如きに非ず。彼らは我が契約に止まらず、我も彼らを顧みざりしなり」と、主いひ給ふ。一〇 然れ
 一 ば、かの日の後に我がイスラエルの家と立つる契約は是なり」と主いひ給ふ。「われ我が律法を彼らの念に置き、
 二 その心に之を記さん、また我かれらの神となり、彼らは我が民とならん。二 彼等また各人その國人に、その兄弟
 三 に教へて、なんぢ主を知れと言はざるべし。そは小より大に至るまで、皆われを知らん。三 我もその不義を憐
 四 み、この後また其の罪を思出でざるべし」と。三 既に「新し」と言ひ給へば、初のものを舊しとし給へるなり、

イ來二・一七を見よ
 口來一・三を見よ
 ハ來一・三を見よ
 ニ(來九・二一、二四)
 ホ(來一〇・二一)
 ヘ(來九・二一)
 ト(出三三・七)
 チ來五・一を見よ

リ來九・二三
 又來一〇・一西二・一
 七
 ル(來二三・一〇)
 ヲ(來二五・四〇)
 ヲ(來一一・七、來一一・二五)
 太二・二二
 夕來七・一一を見よ

カ來七・二二(來八・八、九、一五、二二、二四) 路二二・二二
 ○を見よ
 ヨ提前二・五を見よ
 來九・一五、一三、二四
 ヲ來七・一一を見よ

レ耶三・三一—三四
 ネ來一〇・一六
 (羅一・二七)
 ソ來八・二三、九・一
 ナ(哥後三・三)
 ラ(賽五四・一三、約六・四五、約二・二七)
 ム來一〇・一七
 ツ(來二・一六、出二・一八、八を見よ)

井(來一・二一 哥後五・一七)
 ノ(來九・一〇)
 オ(來九・二一、二四、八・二)
 ク出二五・八 來九・二五
 コ出二六・三一—三三
 エ出二六・三三(來九・二七)

マ田二五・三一—三九
 ケ田二五・二三—二九
 フ田二五・三〇 利二・四五—九(太一一・四)
 ア出二五・一〇—一五、三七—一五
 サ出一六・三二、三三、三八—三三
 黙八・三
 キ民一七・一〇
 ユ出三一・一八、三三

・二五 申九・九一 八
 一・二五 黙一
 二九
 出三五・一八―二二
 出三五・一七、二〇、
 二二
 民二八・三
 出二五・八、九來九
 八
 口利一六・一一、一四
 八來三・七を見よ
 二來九・六
 ホ來一〇・二〇
 (約一四・六)
 (來一〇・一)
 ト來五・一を見よ
 チ來七・一九を見よ
 二
 一六六を見よ
 又(民六・三)
 九利一・二五―四四
 民一九・七―二一
 (可七・四)
 ヲ(來七・一六、九・二)
 ワ(來七・一二)
 一五來九・二三、
 一九、一〇・四
 一
 井民一九・九、一七、一
 八
 八
 (哥前二五・四五彼
 來一〇・二、二二)
 (徒一五・九彼前
 三
 二二)
 オ弗五・二を見よ 來
 九・二六
 ケ太一六・二六 及び
 來三・一二を見よ

舊びて衰ふるものは、消失せんとするなり。

第九章

一初の契約には禮拜の定と世に屬する聖所とありき。二設けられたる幕屋あり、前なるを聖所と稱

へ、その中に燈臺と案と供のパンとあり。三また第二の幕の後に至聖所と稱ふる幕屋あり。四その

中に金の香壇と金にて徧く覆ひたる契約の櫃とあり、この中にマナを納れたる金の壺と芽したるアロンの杖と

契約の石碑とあり、五櫃の上に榮光のケルビムありて贖罪所を覆ふ。これらの物に就きては、今一々言ふこと能

はず、六此等のもの斯く備りたれば、祭司たちは常に前なる幕屋に入りて禮拜をおこなふ。七されど奥なる幕屋

には大祭司のみ年に一度おのれと民との過失のために獻ぐる血を携へて入るなり。八之によりて聖靈は前なる幕

屋のなほ存するあひだ、至聖所に入る道の未だ顯れざるを示し給ふ。九この幕屋はその時のために設けられたる

比喩なり、之に循ひて獻げたる供物と犠牲とは、禮拜をなす者の良心を全うすること能はざりき。一〇此等はただ

食物・飲物さまさまの濯事などに係り、肉に屬する定にして、改革の時まで負せられたるのみ。

二然れどキリストは來らんとする善き事の大祭司として來り、手にて造らぬ此の世に屬せぬ更に大なる全き

幕屋を経て、三山羊と犢との血を用ひず、己が血をもて只一たび至聖所に入りて、永遠の贖罪を終へたまへり。

三もし山羊および牡牛の血、牝牛の灰などを穢れし者にそそぎて其の肉體を潔むることを得ば、四まして永遠の

御靈により瑕なくして己を神に獻げ給ひしキリストの血は、我らの良心を死にたる行爲より潔めて活ける神に事

二五 へしめざらんや。二五 この故に彼は新しき契約の中保なり。これ初の契約の下に犯したる咎を贖ふべき死あるに
 二六 よりて、召されたる者に約束の永遠の嗣業を受けさせん爲なり。一六 それ遺言は必ず遺言者の死を要す。一七 遺言
 一八 は遺言者死にてのち始めて効あり、遺言者の生くる間は効なきなり。一八 この故に初の契約も血なくして立てしに
 一九 あらず。一九 モーセ律法に循ひて諸般の誠命をすべての民に告げてのち、犢と山羊との血、また水と緋色の毛と
 二〇 ヒソブとをとりて書および凡ての民にそそぎて言ふ、二〇『これ神の汝らに命じたまふ契約の血なり』と。二一 また同
 二一 じく幕屋と祭のすべての器とに血をそそげり。二二 おほよそ律法によれば、萬のものを血をもて潔めらる、もし血を
 流すことなくば、赦さるることなし。

二三 この故に天に在るものに象りたる物は此等にて潔められ、天にある物は此等に勝りたる犠牲をもて潔めら
 二四 るべきなり。二四 キリストは眞のものに象れる、手にて造りたる聖所に入らず、眞の天に入りて今より我等のため
 二五 に神の前にあらはれ給ふ。二五 これ大祭司が年ごとに他の物の血をもて聖所に入ることく、屢次おのれを獻ぐる爲
 二六 にあらず。二六 もし然らずば世の創より以來しばしば苦難を受け給ふべきなり。然れど今、世の季にいたり、己を
 二七 犠牲となして罪を除かんために一たび現れたまへり。二七 一たび死ぬることと死にてのち審判を受くることとの
 二八 人に定りたる如く、二八 キリストも亦おほくの人の罪を負はんが爲に一たび獻げられ、復罪を負ふことなく、己を
 待望む者に再び現れて救を得させ給ふべし。

イ 羅三・二四を見よ 三六(来一・三九) 又出二四・六—八 六利八・一五、一九、ナ来九・二二
 口 来八・八を見よ へ 徒二〇・三三を見よ ル(出二四・七) 一六・二四—一六 才来一・二を見よ 五・一〇 約壹四・サ(徒一・二一)
 ハ 提前二・五を見よ (来九・一一) テ(来一〇・二二) 一 夕利一七・一一 (一〇) ク 来九・二二、二四 コ 彼前二・二四 一七
 来八・六、二二、二四 ト 来一・一 二・二四) レ 来八・五 ム 来九・七 彼前三・一八
 二 羅八・二八、二九を 子 来九・一二を見よ ワ 出二四・八(太二六 ツ 来八・二 井 来九・二(来一〇・マ 約壹三・五、八 テ 来四・一五を見よ
 見よ 来三・一 利一四・五、七、九 二八) ツ 来八・二 井 来九・二(来一〇・マ 約壹三・五、八 テ 来四・一五を見よ
 (太二二・三、四) 民一九・六、一八一 力 来一〇・二九 ネ(来九・二二、四・一 二〇) ケ 創三・一九 ア 哥前二・七 多二・
 亦 来六・一五、一〇、二二) ヨ(出四〇・九、二四、四) ノ 太二五・三四を見よ フ 来一〇・二七 哥後 一三

ヌ 来九・一
 ヲ 来八・五を見よ
 (来九・九)
 ミ 来一〇・三、一一
 (来九・九、八・三)
 シ 来一〇・二二
 エ 来七・一九を見よ
 (来一〇・二四)
 ヒ 来九・七を見よ
 (来九・一二を見よ)
 セ 来一〇・一、一一
 ス 来一・六
 イ 詩四〇・六、七
 ロ (後前二・二四 来二
 ・一四、五・七)
 ハ 来六・二、三、六、二二
 結二・九、三・一、二
 ニ 来一〇・五、六
 ホ 来一・三、三三
 ヘ 来八・三
 ト 来一〇・七
 チ 来一〇・五を見よ
 リ 来七・二七を見よ
 ヌ 来七・二七を見よ
 (約六・五一)
 ル 来五・二六を見よ
 来二・一一 (約一七
 二九)
 ヲ 来一〇・一、四を見
 ヌ 来一〇・一、三を見よ
 ヲ 来六・六、八
 ヲ 来一・二三を見よ
 ヲ 来五・二
 カ 来五・一を見よ
 ヲ 来一〇・一四
 タ 来一・三を見よ
 レ 来一・二三を見よ
 ツ 来一〇・一
 ネ 来三・七を見よ
 ナ 来三・一、三三、三四
 ラ 来八・一〇
 ム 来八・一二

第一〇章

一 それ律法は来らんとする善き事の影にして眞の形にあらねば、年毎にたえず獻ぐる同じ犠牲に
 て、神にきたる者を何時までも全うすることを得ざるなり。ニもし之を得ば、禮拜をなす者、一たび
 潔められて復心に罪を憶えねば、獻ぐることを止めしならん。三然れど犠牲によりて、年ごとに罪を憶ゆるなり。
 四これ牡牛と山羊との血は罪を除くこと能はざるに因る。五この故にキリスト世に来るとき言ひ給ふ「なんぢ
 犠牲と供物とを欲せず、唯わが爲に體を備へたまへり。六なんぢ燔祭と罪祭とを悦び給はず、七その時われ言ふ
 「神よ、我なんぢの御意を行はんとて来る」我につきて書の卷に録されたるが如し」と。八先には「汝いけにへと
 供物と燔祭と罪祭と(即ち律法に循ひて獻ぐる物)を欲せず、また悦ばず」と言ひ、九後に「視よ、我なんぢの
 御意を行はんとて来る」と言ひ給へり。その後なる者を立てん爲に、その先なる者を除き給ふなり。一〇この
 御意に適ひてイエス・キリストの體の一たび獻げられしに由りて我らは潔められたり。二すべての祭司は毎日に
 立ちて事へ、いつまでも罪を除くこと能はぬ同じ犠牲をしばしば獻ぐ。三然れどキリストは罪のために一つの
 犠牲を獻げて、限りなく神の右に坐し、四斯て己が仇の己が足臺とせられん時を待ちたまふ。五それは潔めらるる
 者を一つの供物にて限りなく全うし給ふなり。六聖靈も亦われらに之を證して「六この日の後、われ彼らと立つ
 る契約は是なり」と主いひ給ふ。また「わが律法をその心に置き、その念に銘さん」と言ひ給ひて、七「この後
 また彼らの罪と不法とを思ひ出でざるべし」と言ひたまふ。八斯る赦ある上は、もはや罪のために獻物をなす要
 なし。

一九 然れば兄弟よ、我らはイエスの血により、二〇 その肉體たる幔を経て我らに開き給へる新しき活ける路より
 二一 憚らずして至聖所に入ることを得、二二 かつ神の家を治むる大なる祭司を得たれば、二三 心は濯がれて良心の咎を
 二四 さり、身は清き水にて洗はれ、眞の心と全き信仰とをもて神に近づくべし。二三 また約束し給ひし者は忠實なれば、
 二五 我ら言ひあらはす所の望を動さずして堅く守り、二六 互に相顧み愛と善き業とを勵まし、二七 集會をやむる或人の
 二八 習慣の如くせず、互に勧め合ひ、かの日のいよいよ近づくを見て、ますます斯の如くすべし。

二九 我等もし眞理を知る知識をうけたる後、ことさらに罪を犯して止めずば、罪のために犠牲もはや無し。三〇
 三〇 ただ畏れつつ審判を待つことと、逆ふ者を焚きつくす烈しき火とのみ遺るなり。三一 モーセの律法を蔑する者は
 三二 慈悲を受くることなく、二三人の證人によりて死に至る。三三 まして神の子を踏みつけ、己が潔められし契約の血
 三三 を潔からずとなし、恩恵の御靈を侮る者の受くべき罰の重きこと如何許とおもふか。三四 『仇を復すは我に在り、
 三五 われ之を報いん』と言ひ、また『主その民を審かん』と言ひ給ひし者を我らは知るなり。三六 活ける神の御手に陥る
 三六 は畏るべきかな。

三三 なんぢら御光を受けしのうち苦難の大なる戦闘に耐へし前の日を思ひ出でよ。三三 或は誹謗と患難とに遭ひて
 三四 觀物にせられ、或は斯ることに遭ふ人の友となれり。三四 また囚人となれる者を思ひやり、永く存する尤も勝れる
 三五 所有の己にあるを知りて、我が所有を奪はるるをも喜びて忍びたり。三五 されば大なる報を受くべき汝らの確信を

イ 來三・一を見よ
 ロ 來六・一九、九・三
 ハ 來九・八
 ニ 來三・六を見よ
 ホ 來九・二五
 ヘ 來三・六 提前三・
 ト 來二・一七を見よ
 チ 來二・二四 彼前
 ル 來一〇・一、七・一
 レ 徒二・四二
 ソ 來三・二三
 ナ 來一・一一 哥前
 ヲ 來一・九を見よ
 カ 來三・一を見よ
 コ 來三・六を見よ
 ク 來一・三・一
 ケ 多三・八を見よ
 ケ 來九・二七を見よ
 コ 約五・二五
 ケ 賽二六・一一 撒後
 コ 來九・二〇、一三・
 ケ 太二六・二八
 コ 來二・
 ケ 弗四・三〇 來六・
 コ 來二・三を見よ
 ケ 申三三・三五 羅一
 コ 二・一九
 ケ 申三三・三六
 コ 太一六・一六を見よ
 コ 來三・一二
 ケ 弗四・三〇 來六・
 コ 來五・一一を見よ
 コ 來六・四を見よ
 ケ 弗一・三〇を見よ
 ケ 來五・一二
 ケ 申四・一四
 ケ 弗前四・九
 ケ 弗前四・一四 撒前二
 ケ 來一・三四
 ケ 來一・三三
 ケ 來九・一五、一一・

一六、一三・一四 七來九・一五を見よ
彼前二・四・五 七來一二・一 路二一
シ(太五・一二) 二九を見よ
エ來二・二を見よ 約 八・二四 彼後
三・九(來一〇・二五
八) へ(來二・二)
ト來一・一四・三九
イ太二・一三を見よ 七來一・二
口羅一・二七を見よ 七來一・二 彼後三・五
カ創四・八一〇 來 ツ來一・二を見よ
七・二一四
マ(歌二・一四以下)
(來一・二) 一二・二四
又(羅四・二七) 三創五・二一―二四
ル創四・四 太二三・ 夕路二・二六及び約
三五を見よ (約登 八・五一を見よ
三・二二) (來二・九)
ヲ來一・二 レ來七・一九を見よ
ワ來五・一 ソ創六・二三―二二
カ創四・八一〇 來 ツ來一・二を見よ
七・二一四
マ(歌二・一四以下)
七來八・五を見よ
ナ(來五・七) 九創一・二七
オ(來六・一七) 七創一・二八、一三・
ク創一・二八、一三・ 三、一八、一八・一、
九 三、九・三〇)
ヤ來一・二六
マ(歌二・一四以下)
七來一・一六、二二
七來一・一三、二四
七創一・二七、一九、一八
七創一・二四、二二
七來一〇・二三を見よ

三六 投げすつな。なんぢら神の御意を行ひて約束のものを受けん爲に必要なるは忍耐なり。いま暫くせば、來るべき者きたらん、遅からじ。我に屬ける義人は信仰によりて活くべし。もし退かば、わが心これを喜ばじ』
三九 然れど我らは退きて滅亡に至る者にあらず、靈魂を得るに至る信仰を保つ者なり。

第一章

一 それ信仰は望むところを確信し、見ぬ物を眞實とするなり。二 古への人は之によりて證せられたるを悟る。三 信仰によりて我等は、もろもろの世界の神の言にて造られ、見ゆる物の顯る物より成らざる供物につきて證し給へばなり。彼は死ぬれども、信仰によりて今なほ語る。五 信仰によりてエノクは死を見ぬやうに移されたり。神これを移し給ひたれば見出されざりき。その移さるる前に神に喜ばるることを證せられたり。六 信仰なくしては神に悦ばるること能はず、そは神に來る者は、神の在すことと神の己を求むる者に報い給ふこととを、必ず信すべければなり。七 信仰によりてノアは、未だ見ざる事につきて御告を蒙り、畏みてその家の者を救はん爲に方舟を造り、かつ之によりて世の罪を定め、また信仰に由る義の世嗣となれり。八 信仰によりてアブラハムは召されしとき嗣業として受くべき地に出で往けとの命に遵ひ、その往く所を知らずして出で往けり。九 信仰により異國に在ることく約束の地に寓り、同じ約束を嗣ぐべきイサクとヤコブと共に幕屋に住めり。一〇 これ神の營み造りたまふ基礎ある都を望めばなり。二 信仰によりてサラも約束したまふ者の忠實なるを思ひし

三 故に、年邁きたれど胤をやどす力を受けたり。二 この故に死にたる者のごとき一人より天の星のごとく、また海邊の數へがたき砂のごとく夥多しく生れ出でたり。

三 彼等はみな信仰を懐きて死にたり、未だ約束の物を受けざりしが、遙にこれを見て迎へ、地にては旅人また寓れる者なるを言ひあらはせり。四 斯く言ふは、己が故郷を求むることを表すなり。五 若しその出でし處を念

二六 はば、歸るべき機ありしなるべし。一六 されど彼らの慕ふ所は天にある更に勝りたる所なり。この故に神は彼らの神と稱へらるるを恥とし給はず、そは彼等のために都を備へ給へばなり。

一七 信仰に由りてアブラハムは試みられし時イサクを獻げたり、彼は約束を喜び受けし者なるに、その獨子を獻げたり。一八 彼に對しては『イサクより出づる者なんぢの裔と稱へらるべし』と云ひ給ひしなり。一九 かれ思へら

二〇 神は死人の中より之を甦へらすることを得給ふと、乃ち死より之を受けしが如くなりき。二〇 信仰に由りてイサクは來らんとする事につきヤコブとエサウとを祝福せり。二二 信仰に由りてヤコブは死ぬる時ヨセフの子等を

二三 おのおの祝福し、その杖の頭によりて禮拜せり。二三 信仰に由りてヨセフは生命の終らんとする時、イスラエルの子らの出で立つことに就きて語り、又おのが骨のことを命じたり。二三 信仰に由りて兩親はモーセの生れたる時、

二四 その美しき子なるを見て、王の命をも畏れずして三月の間これを匿したり。二四 信仰に由りてモーセは人と成りしときパロの女の子と稱へらるるを否み、二五 罪のはかなき歡樂を受けんよりは、寧ろ神の民とともに苦まんことを

イ羅四・一九 ト創二三・四、四七、
口創一五・五、二三、
一七、三三、二二、
ハ黙二〇・八、
二太二三・一七を見よ、
ホ來一一・三九、
ヘ(約八・五六來一一・二七)
九 詩三九・一二、
弟二・一九彼前一、
テ可八・三八を見よ、
一、二、二二、
チ(創二四・六八)、
リ(提後四・一八)、
又(來一一・四〇)、
ル創二六・二四、二八、
ヨ(來一一・二三)、
五、四、五、
テ可八・三八を見よ、
ヨ(來一一・二二)、
ワ來一一・二〇、
カ創二三・一一、
雅三・二二、
ヨ(來一一・二三)、
羅九、
ナ創四七・三一(王上
一、四七)、
レ(羅四・二二)、
ツ(來九・九)、
九、三九、四〇、
ネ創四八・一、五、一、
六、二〇、
六(來一一・三七)、
ラ創五〇・二四、二五、
ム出二・二、
ウ出二・一六、二二、
井出三・一〇—一二、
オ(路一四・三三、三三
・七八)、
ク來二・二を見よ、
ヤ出二・二八、二九、
マ出二・二五、五、
一三・一七、一八、
ケ來二・一(來二

一三三 西一・一五 ア書六・二〇 エ母前二・二〇 二二 上一九、王下六、ホ創三九・二〇耶二〇リ(王上一九・二三、一
 を見よ) サ書二・一、九一―一六、ヒ(七四、七、一一) ス俱六・二二(士一四 八(士七・二二、一五、 九 王下二・八、一
 フ出二・二二―二四 六・二三雅二・二五 一四、母後五、 五、六 母前一七、 八、一五、一六 母前 へ代下二四・二二(王 三、一四 亞一三、
 コ出二・二三、二九、 キ士六・一八、 一七、八・二、一〇 三四(三五) 一七・五一、五二母 上二二・二三) 四) カ(來一・一六)
 三〇(母前一〇・一) ヌ士四・一五、 (二二) イ但三・二三―二七 後八・一六、一〇 ト(母後二二・三二代 又(來一・二五、一 三、三)
 〇) ヌ士三・一六、 母後八・一五(母前 口出一八・四 母前一 二五上二七・二三 王 王上二九・一〇 耶 ル(王上一八・四、一
 エ出二四・二二―二九 ヌ士一・一、二二、 一二、四) 八・二一、一九・一〇 二五上二七・二三 王 王上二九・一〇 耶 ル(王上一八・四、一
 テ書六・一五、一六 シ母前一六・二、一、三 セ(母後七・一、一、一 詩一四四・一〇 王 下四・三六、三七 二六・二三 三、一九・九)

二六 善しとし、二六キリストに因る謗はエジプトの財寶にまさる大なる富と思へり、これ報を望めばなり。二七信仰に由り
 二八 て彼は王の憤恚を畏れずしてエジプトを去れり。これ見えざる者を見るがごとく耐ふる事をすればなり。二八信仰
 二九 に由りて彼は過越と血を瀉ぐことを行へり、これ初子を滅す者の彼らに觸れざらん爲なり。二九信仰に由りてイ
 三〇 スラエル人は紅海を乾ける地のごとく渡りしが、エジプト人は然せんと試みて溺れ死にたり。三〇信仰に由りて
 三一 七日のあひだ廻りたればエリコの石垣は崩れたり。三一信仰に由りて遊女ラハブは平和をもて間者を接けたれば、
 三二 不従順の者ととも亡びざりき。三二この外なにを言ふべきか、ギデオオン、バラク、サムソン、エフタ、またダビ
 三三 デ、サムエル及び預言者たちに就きて語らば、時足らざるべし。三三彼らは信仰によりて國々を服へ、義をおこな
 三四 ひ、約束のものを得、獅子の口をふさぎ、三四火の勢力を消し、劍の刃をのがれ、弱よりして強くせられ、戦争に
 三五 勇ましくなり、異國人の軍勢を退かせたり。三五女は死にたる者の復活を得、ある人は更に勝りたる復活を得んた
 三六 めに、免さるることを願はずして極刑を甘んじたり。三六その他の者は嘲笑と鞭と、また縲紲と牢獄との試鍊を受
 三七 け、三七或者は石にて撃たれ、試みられ、鐵鋸にて挽かれ、劍にて殺され、羊・山羊の皮を纏ひて經あるき、乏し
 三八 くとなり、悩まされ、苦しめられ、三八(世は彼らを置くに堪へず)荒野と山と洞と地の穴とに徃へり。三九彼等はみな
 四〇 信仰に由りて證せられたれども約束のものを得ざりき。四〇これ神は我らの爲に勝りたるものを備へ給ひし故に、
 彼らも我らと偕ならざれば、全うせらるる事なきなり。

第二章

一 この故に我らは斯く多くの證人に雲のごとく圍まれたれば、凡ての重荷と纏へる罪とを除け、
 二 忍耐をもて我らの前に置かれたる馳場をはしり、
 三 信仰の導師また之を全うする者なるイエスを仰ぎ見るべし。
 四 彼はその前に置かれたる歡喜のために、恥をも厭はずして十字架をしのび、遂に神の御座の右に坐し給へり。
 五 なんぢら倦み疲れて心を喪ふこと莫らんために、罪人らの斯く己に逆ひしことを忍び給へる者をおもへ。
 六 汝らは罪と闘ひて未だ血を流すまで抵抗しことなし。
 七 また子に告ぐるごとく汝らに告げ給ひし勸言を忘れたり。曰く「わが子よ、主の懲戒を輕んずるなかれ、主に戒めらるるとき倦むなかれ。
 八 その愛する者を懲しめ、凡てその受け給ふ子を鞭ち給へばなり」と。
 九 汝らの忍ぶは懲戒の爲なり、神は汝らを子のごとく待ひたまふ、誰か父の懲しめぬ子あらんや。
 一〇 凡ての人の受くる懲戒、もし汝らに無くば、それは私生兒にして眞の子にあらず、
 一一 また我らの肉體の父は、我らを懲しめし者なるに向これを敬へり、況して靈魂の父に服ひて生くることを爲ざらんや。
 一二 その肉體の父は暫くの間その心のままに懲しむることを爲しが、靈魂の父は我らに益するのために、その聖潔に與らせんとて懲しめ給へばなり。
 一三 凡ての懲戒、今は喜ばしと見え、反つて悲しと見ゆ、されど後これに由りて練習する者に、義の平安なる果を結ばしむ。
 一四 されば衰へたる手、弱りたる膝を強くし、
 一五 足蹇へたる者の履み外すことなく、反つて醫されんために汝らの足に直なる途を備へよ。
 一六 力めて凡ての人と和ぎ、自ら潔からんことを求めよ。
 一七 もし潔からずば、主を見ること能はず。
 一八 なんぢら

イ 弗四・二二を見よ
 (羅一三・一一)
 口 來一〇・三六を見よ
 ハ 哥前九・二四 及び
 加二・二を見よ
 ニ (來二・一〇 雅二・一)
 ホ (哥前一・一八、二三 來一三・一三)
 又 (腓二・八)
 九 來一〇・三三、三三、
 夕 申八・五 母後七・
 一四 (箴一三・二四、
 一九・一八、二三、
 一三一、一四)
 六 (賽三八・二六)
 七 (民一六・二二、二
 七・二六 獸二二、
 井 雅三・一七、一八
 (雅三三・一七)
 八 羅六・二二 (來一三
 一〇)
 九 雅五・二六 彼前二
 ケ 太五・八を見よ
 (來九・二八)
 ヅ (民一六・二二、二
 七・二六 獸二二、
 井 雅三・一七、一八
 (雅三三・一七)
 一四
 ヤ 羅一四・一九を見よ
 マ 羅六・二二 (來一三
 一〇)
 ナ 來一三・一四
 オ 雅五・二六 彼前二
 ケ 太五・八を見よ
 (來九・二八)
 ヲ 彼後一・四を見よ
 (來九・二八)
 ッ (彼前五・九)
 (路一八・二)
 ヴ (彼前二・六)
 ク (箴四・二六 加二・

フ来四・一 加五・四 ユ一八、一九 (哥後三) 三二二
 (哥後六・二) シ申四・二二 (出一九) 又來三・二二を見よ ホ(來二・二二) 出四・
 コ申二九・一八 出二九・二二、一六 一八九、九〇、二二〇を見よ 又來一・一四を見よ
 エ多一・二五 一八、二〇、一八 又出二〇・一九 申五 黙二二・二二 (弗二) へ創一八・二五 詩五
 テ来一三・四 申四・二一、五、二 二二五、一八、一六 一九 腓三・二〇) 〇・六、九四、二雅
 ア創二五・三三、三四 二 出二九・二二、二三 (來一・二六) ト(來一・四〇) 又來一・二二を見よ
 サ提前一・九を見よ 出二九・一六、一九、 申九・一九 八猶一四 黙五・一一 チ黙六・九、一一 又來一・〇・二二を見よ
 キ創二七・三〇、四〇 二〇・二八 (太二四) セ黙一四・一 二路一〇・二〇を見よ リ來八・六、九・一五 ヨ(來二・二九) 又來一・〇・二八、二九
 (羅八・一九、二一) 來一・一〇、一一、一
 三四・四、五四・一
 〇・六五・一七
 ラ(但二・四四)

慎め、恐らくは神の恩恵に至らぬ者あらん。恐らくは苦き根はえいでて汝らを惱まし、多くの人がこれに由りて汚
 されん。一六 恐らくは淫行のもの、或は一飯のために長子の特権を賣りしエサウの如き妄なるもの起らん。一七 汝ら
 の知ることく、彼はそののち祝福を受けんと欲したれども棄てられ、涙を流して之を求めたれど回復の機を得ざ
 りき。

一八 汝らの近づきたるは、火の燃ゆる觸り得べき山・黒雲・黒闇・嵐、一九 ラツパの音、言の聲にあらず、この
 聲を聞きし者は此の上に言の加へられざらんことを願へり。二〇 これ「獸すら山に觸れなば、石にて撃るべし」と
 命ぜられしを、彼らは忍ぶこと能はざりし故なり。二一 その現れしところ極めて怖しかりしかば、モーセは「われ甚
 く恐れ戦けり」と云へり。二三 されど汝らの近づきたるはシオンの山、活ける神の都なる天のエルサレム、千萬
 の御使の集會、二三 天に録されたる長子どもの教會、萬民の審判主なる神、全うせられたる義人の靈魂、二四 新約の
 仲保なるイエス、及びアベルの血に勝りて物言ふ瀧の血なり、二五 なんぢら心して語りたまふ者を拒むな、もし地
 にて示し給ひし時これを拒みし者ども遁るる事なかりしならば、況して天より示し給ふとき、我ら之を退けて遁
 るることを得んや。二六 その時、その聲、地を震へり、されど今は誓ひて言ひたまふ「我なほ一たび地のみならず、
 天をも震はん」と。二七 此の「なほ一度」とは、震はれぬ物の存らなために、震はるる物すなはち造られたる物の
 取り除かるることを表すなり。二八 この故に我らは震はれぬ國を受けたれば、感謝して恭敬と畏懼とをもて御心

二九 にかたふ奉仕を神になすべし。我らの神は燒盡す火なればなり。

第二三章

一 兄弟の愛を常に保つべし。二 旅人の接待を忘るな、或人これに由り、知らずして御使を舍した
り。三 己も共に繋がることく囚人を思へ、また己も肉體に在れば、苦しむ者を思へ。四 凡ての人、
婚姻のことを貴べ、また寢床を汚すな。神は淫行のもの、姦淫の者を審き給ふべければなり。五 金を愛すること
なく、有てるものを以て足れりとせよ。主みづから『われ更に汝を去らず、汝を捨てじ』と言ひ給ひたればなり。

六 然れば我ら心を強くして斯く言はん『主わが助主なり、我おそれじ。人われに何をか爲さん』と。七 神の言を
汝らに語りて汝らを導きし者どもを思へ、その行狀の終を見てその信仰に效へ。ハイエス・キリストは昨日も
九 今日も永遠までも變り給ふことなし。各様の異なる教のために惑さるな。飲食によらず、恩恵によりて心を
一〇 堅うするは善し、飲食によりて歩みたる者は益を得ざりき。一〇 我らに祭壇あり、幕屋に事ふる者は之より食する
權を有たす。二 大祭司、罪のために活物の血を携へて至聖所に入り、その活物の體は陣營の外にて燒かるるなり。

二三 この故にイエスも己が血をもて民を潔めんが爲に、門の外にて苦難を受け給へり。二三 されば我らは彼の恥を
負ひ、陣營より出でてその御許に往くべし。一四 われら此處には永遠の都なくして、ただ來らんとする者を求むれ
ばなり。一五 此の故に我らイエスによりて常に讚美の供物を神に獻ぐべし、乃ちその御名を頌むる口唇の果なり。

一六 かつ仁慈と施濟とを忘るな、神は斯のとき供物を喜びたまふ。一七 汝らを導く者に願ひ之に服せよ、彼らは

イ來一三・一五 二太二五・三五を見よ 一チ(來一・一三七) ヲ勝四・一を見よ
(來一三・二二) 羅二二・一三(後前) リ(母前七・三八) 提前 一ワ申三・一六 一五
口申四・二四、九・三 四・九) カ詩一・一八、六 二ソ來一・二二(母後一
一・七を見よ 後後 一ホ創一八・三、一九、又來一・一六 母前 一ヨ路五・一を見よ 二
三・七 へ來一〇・三四 太二 六・九を見よ(後前) 一ナ哥後一・二二 西二
八羅一・一〇を見よ 五・三六 太二 四・六) 夕來一三・一七、二四 一ノ來九・一二
後前一・二二 一ト西四・一八 一ル提前三・三を見よ (母前一六・二六) 一オ來二・一一 第五、
一レ來六・一二 一ム(來八・五) 一フ後前二・五

ク(約一九・一七) 一ヨ利七・一二 來一二
一ヤ(來一・二六) 一エ律五七・一九 何一
一ニ(二・二) 路九・二三 一チ羅一・二三を見よ
一三(來一〇・三四) 一ア勝四・一八
一四(來一〇・一八) 一ク(約一九・一七) 一ヨ利七・一二 來一二
一五(來一・二六) 一エ律五七・一九 何一
一六(來一〇・三四) 一ア勝四・一八
一七(來一〇・一八) 一ク(約一九・一七) 一ヨ利七・一二 來一二

二六六を見よ
 二七徒三〇・二八
 二八徒三〇・二八
 二九徒三〇・二八
 三〇徒三〇・二八
 三一徒三〇・二八
 三二徒三〇・二八
 三三徒三〇・二八
 三四徒三〇・二八
 三五徒三〇・二八
 三六徒三〇・二八
 三七徒三〇・二八
 三八徒三〇・二八
 三九徒三〇・二八
 四〇徒三〇・二八
 四一徒三〇・二八
 四二徒三〇・二八
 四三徒三〇・二八
 四四徒三〇・二八
 四五徒三〇・二八
 四六徒三〇・二八
 四七徒三〇・二八
 四八徒三〇・二八
 四九徒三〇・二八
 五〇徒三〇・二八
 五一徒三〇・二八
 五二徒三〇・二八
 五三徒三〇・二八
 五四徒三〇・二八
 五五徒三〇・二八
 五六徒三〇・二八
 五七徒三〇・二八
 五八徒三〇・二八
 五九徒三〇・二八
 六〇徒三〇・二八
 六一徒三〇・二八
 六二徒三〇・二八
 六三徒三〇・二八
 六四徒三〇・二八
 六五徒三〇・二八
 六六徒三〇・二八
 六七徒三〇・二八
 六八徒三〇・二八
 六九徒三〇・二八
 七〇徒三〇・二八
 七一徒三〇・二八
 七二徒三〇・二八
 七三徒三〇・二八
 七四徒三〇・二八
 七五徒三〇・二八
 七六徒三〇・二八
 七七徒三〇・二八
 七八徒三〇・二八
 七九徒三〇・二八
 八〇徒三〇・二八
 八一徒三〇・二八
 八二徒三〇・二八
 八三徒三〇・二八
 八四徒三〇・二八
 八五徒三〇・二八
 八六徒三〇・二八
 八七徒三〇・二八
 八八徒三〇・二八
 八九徒三〇・二八
 九〇徒三〇・二八
 九一徒三〇・二八
 九二徒三〇・二八
 九三徒三〇・二八
 九四徒三〇・二八
 九五徒三〇・二八
 九六徒三〇・二八
 九七徒三〇・二八
 九八徒三〇・二八
 九九徒三〇・二八
 一〇〇徒三〇・二八

己が事を神に陳ぶべき者なれば、汝らの靈魂のために目を覺しをるなり。彼らを歎かせず、喜びて斯く爲さしめよ、然らずば汝らに益なかるべし。

一八 我らの爲に祈れ、我らは善き良心ありて凡てのこと正しく行はんと欲するを信するなり。一九 われ速かに汝らに歸ることを得んために、汝らの祈らんことを殊に求む。

二〇 願くは永遠の契約の血によりて、羊の大牧者となれる我らの主イエスを、死人の中より引上げ給ひし平和の神、二一 その悦びたまふ所を、イエス・キリストに由りて我らの裏に行ひ、御意を行はしめん爲に、凡ての善き事につきて汝らを全うし給はんことを。世々限りなく榮光かれに在れ、アマメン。

二二 兄弟よ、請ふ我が勸の言を容れよ、我なんぢらに手短く書き贈りたるなり。二三 なんぢら知れ、我らの兄弟テモテは釋されたり。彼もし速かに來らば、我かれと偕に汝らを見ん。

二四 汝らの凡ての導く者、および凡ての聖徒に安否を問へ。イタリヤの人々、なんぢらに安否を問ふ。

二五 願くは恩惠なんぢら衆と偕に在らんことを。

ヘブル人への書 をはり

二・七 或は「しげし御使よりも卑
 二・一八 或は「自ら苦しみて試みられ給ひたれば」を譯す。

九・一七 △原語「契約者」この義もあり。

一二・一三 或は「信仰に隨ひて」を譯す。